

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

2017年6月30日

仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図ることにより、社員全員が自らの能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2017年7月1日～2021年3月31日まで
2. 内 容

○雇用環境の整備のに関する取り組み

<前計画及び効果>

目標1：育児休業に関する知識・情報、特に男性の育児休暇取得について再度周知し、育児休業の取得率の向上を図る。

→期間内に出産した社員については離職せず育児休業を取得。

<追加目標>

男性の育児休暇取得率の向上

<対策>

育児休業に関する知識・情報等を周知し、子どもの出生時に育児休業を取得できるように配慮する。

計画期間内に以下を実施

- ・社員向けホームページ・社内イントラネット等でアピールや情報提供を行う。
- ・各部門及び社員会（社員にて構成される親睦団体）にて個別の勉強会を開催する。
産前産後休暇、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの公的支援制度の周知や情報提供を行う。

<前計画及び効果>

目標2：短時間勤務制度の限度を延長する。

→改善

短時間勤務制度の限度を、現行の「3歳に達するまで」から「小学校就学まで」に引き上げる。

<追加目標／対策>

短時間勤務制度の限度を、現行の「小学校就学まで」から「小学3年次」までに引き上げる。

目標3：時間外労働制限に該当する対象者枠の拡大を図る。

<前計画及び効果>

継続雇用期間による制限の見直しを図る。

→未達

<追加目標／対策>

継続雇用期間による制限の見直しを図ると共に当該労働者全員が勤続年数に関わらず対象となるよう制度化する。

目標4：<新規目標>希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施

<対策>育児のための時間が十分確保できるよう、自宅からの通勤時間に配慮したり、また比較的
時間外労働の少ない職務や、突発性時間外労働が少ない業務への配置転換を図る。

○次世代育成支援についての取り組み

<前計画及び効果>

目標1：学生に就業イメージを持たせることでキャリア形成支援を行う。

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。

→年1回程度の受入態勢を確立。

<追加目標/対策>

学生のスケジュールにあわせ、年2回程度の受入ができるような制度を整備検討する。

目標2：<新規目標>子どもと労働者の働いている職場を体感できるような交流の場を設ける。

<対策>

子どもと労働者を対象としたイベント等の企画立案・実施。

3. 一般事業主行動計画の公表方法周知方法

- ・インターネットの利用（自社ホームページ/両立支援のひろば）

4. 一般事業主行動計画の社員への周知方法

- ・社内共有サーバーでの情報提供

以 上

【2017.7.31 公開】